

四半期報告書

(第26期第3四半期)

日本オラクル株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【四半期財務諸表】	29
2 【その他】	41
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	42

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月13日

【四半期会計期間】 第26期第3四半期（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【電話番号】 03（6834）6666

【事務連絡者氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第25期 第3四半期 累計期間	第26期 第3四半期 累計期間	第25期 第3四半期 会計期間	第26期 第3四半期 会計期間	第25期
会計期間	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 6月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 12月1日 至 平成22年 2月28日	自 平成22年 12月1日 至 平成23年 2月28日	自 平成21年 6月1日 至 平成22年 5月31日
売上高 (百万円)	77,898	94,296	26,256	32,107	110,833
経常利益 (百万円)	26,737	26,320	9,131	9,264	39,149
四半期(当期)純利益 (百万円)	15,570	15,545	5,382	5,479	22,862
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	—	—	22,290	22,301	22,292
発行済株式総数 (千株)	—	—	127,091	127,097	127,092
純資産額 (百万円)	—	—	78,218	79,635	85,573
総資産額 (百万円)	—	—	105,468	113,248	125,951
1株当たり純資産額 (円)	—	—	610.71	620.46	668.10
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	122.52	122.32	42.35	43.11	179.89
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	122.52	122.30	42.35	43.11	179.88
1株当たり配当額 (円)	70	70	—	—	170
自己資本比率 (%)	—	—	73.6	69.6	67.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,340	9,528	—	—	29,677
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,874	9,417	—	—	△2,183
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,613	△21,590	—	—	△21,602
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	16,066	20,710	23,354
従業員数 (名)	—	—	2,093	2,548	2,092

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表は作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社および当社が属する企業グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(名)	2,548
---------	-------

- (注) 1 上記従業員は就業人員であり、他社からの受入出向社員(704名)、嘱託社員(1名)を含んでおります。
2 上記従業員のうち、日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社(実質的な親会社の子会社)からの出向社員は703名です。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)
ソフトウェア・ライセンス	3,255
アップデート&プロダクト・サポート	6,956
ハードウェア・システムズ	3,294
サービス	2,795
合計	16,302

- (注) 1 金額は、売上原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社の事業はオラクル・コーポレーションの開発した製品の販売およびそれに付随する関連サービスの提供が主体であり、個別受注生産という概念に該当する業務の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称		販売高(百万円)
ソフトウェア・ライセンス		
データベース&ミドルウェア		7,325
アプリケーションズ		648
ソフトウェア・ライセンス計		7,974
アップデート&プロダクト・サポート		
アップデート&プロダクト・サポート計		15,533
ハードウェア・システムズ		
ハードウェア・システムズ・プロダクト		1,123
ハードウェア・システムズ・サポート		3,051
ハードウェア・システムズ計		4,174
サービス		
アドバンスト・サポート		999
エデュケーションサービス		431
コンサルティングサービス		2,993
サービス計		4,425
合 計		32,107

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間		相手先	当第3四半期会計期間	
	金額(百万円)	割合(%)		金額(百万円)	割合(%)
日本電気株	3,009	11.5	日本電気株	3,463	10.8

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、事業等のリスクに関する重要な変更はありません。

なお、日米税務当局間の移転価格に関する合意に基づき、オラクル・インターナショナル・コーポレーションに対する当事業年度（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）以降のロイヤルティ料率が引き上げられることとなりました。当該料率の変更については当第3四半期の四半期財務諸表に適切に反映されております。

詳細は「4 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (1) 経営成績の分析 ① 業績の状況」および第25期有価証券報告書「4 [事業等のリスク] (1) オラクル・コーポレーションとの関係 ②ロイヤルティの料率および適用範囲の変更の可能性」をご参照ください。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の四半期財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産および負債の金額、収益および費用の金額に影響を与えるような仮定、見積り、判断を必要とします。過去の経験や状況に応じ合理的と判断した入手可能な情報に基づいた仮定、見積り、判断であっても、仮定あるいは条件の変化により、実際の結果と異なる可能性があります。また、文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

当事業年度（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）は、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用初年度であるため、比較、分析に用いたセグメント別の数値に関する前年同期比増減額および増減率は参考として記載しております。なお、当期から新設されたハードウェア・システムズを除き、従来の区分からの実質的な変更はありません。

(1) 経営成績の分析

① 業績の状況

当四半期における日本国内の経済環境は、新興国の需要回復等を背景に輸出の復調や生産回復など企業業績は緩やかな回復基調にあるものの、先行きの不透明感等から内需には依然勢いがなくIT投資に慎重な動きも見られます。

当社の実質的な親会社であるオラクル・コーポレーションが行った米国サン・マイクロシステムズ・インクの買収完了に伴い、平成22年6月1日付でサン・マイクロシステムズ株式会社（東京都世田谷区）は日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社（オラクル・コーポレーションの子会社、以下OIS）を存続会社として合併いたしました。これに伴い、当社は旧サン・マイクロシステムズ株式会社が取扱っていた製品および関連サービス等の取り扱いを当期より開始いたしました。従来から提供していたデータベース、ミドルウェア、アプリケーションズ等のソフトウェアや関連サービスに、サーバーやストレージ等ハードウェアが加わり、企業活動で利用されるITの全層にわたる製品やサービスのラインナップがそろいました。これらをオラクルのトータルソリューションとしてお客様に提供すべく、営業体制の整備やパートナー様との協業の強化を進めてまいりました。

当社は、親会社であるオラクル・コーポレーションの知的財産権の保有・管理を行っているオラクル・インターナショナル・コーポレーションと販売代理店契約、およびOISと相互に販売許諾契約を結んでおり、これらの契約に基づき、オラクル・コーポレーションより日本市場向けに製品の供給を受け、その対価として当該製品の売上高に対する一定割合をロイヤルティとしてオラクル・インターナショナル・コーポレーション、一部製品についてはOISに支払っております。なお、日米税務当局間の移転価格に関しての合意に基づき、オラクル・インターナショナル・コーポレーションに対する当事業年度（自平成22年6月1日 至平成23年5月31日）以降のロイヤルティ料率が引き上げられることとなりました。当該料率の変更については当第3四半期の四半期財務諸表に適切に反映されております。

② 売上高

売上高は、32,107百万円となり、前第3四半期会計期間（以下、「前年同期」）比5,851百万円、22.3%増となりました。各セグメント別の概況は以下のとおりです。

[ソフトウェア・ライセンス]

売上高は7,974百万円（前年同期比224百万円、2.7%減）となりました。

当セグメントは企業活動で利用される様々なソフトウェアの新規ライセンスを販売しており、データベース管理ソフトおよびミドルウェアの新規ライセンスを販売するデータベース&ミドルウェアならびにERP等の業務アプリケーションの新規ライセンスを販売するアプリケーションズから構成されます。

(i) データベース&ミドルウェア

データベース&ミドルウェアの売上高は7,325百万円（前年同期比304百万円、4.0%減）となりました。

企業のIT基盤やクラウド環境構築に対応した販売施策の強化、Exadata等の高付加価値製品やビジネスの変化に柔軟に対応できる各種ミドルウェア製品群の拡販を進めてまいりました。

平成22年9月に親会社が米国サンフランシスコにて開催いたしましたOracle OpenWorldにおいて、完全なクラウド・アプリケーション・インフラストラクチャを提供し、多岐にわたるJavaおよび非Javaアプリケーションを集約し、最も厳しいサービスレベルの要件に応える統合されたミドルウェア・マシン「Oracle Exalogic Elastic Cloud」を発表、平成23年1月より受注を開始いたしました。

(ii) アプリケーションズ

アプリケーションズの売上高は648百万円（前年同期比80百万円、14.2%増）となりました。

アプリケーションズは、ERPを軸にお客様の成長を支援する様々な業務アプリケーション製品やお客様の業界の業務に特化した製品を提供してまいりました。基幹システム更新、企業再編に伴うシステム刷新、グループ経営管理体制の構築等の案件獲得により堅調に推移いたしました。

[アップデート&プロダクト・サポート]

売上高は15,533百万円（前年同期比655百万円、4.4%増）となりました。

当セグメントはソフトウェア・ライセンスの更新権や技術サポートの提供を行っています。

先行き不透明な環境が続き、新規投資が抑制される中、既存の業務システムの運用を安定的に継続していきたいというお客様のニーズに確実に対応し、サポートレベルの向上に努めるとともに、パートナー様との協業も推進することで、新たにライセンスを購入されたお客様からの新規契約と既存のお客様からの更新契約を確保してまいりました。

[ハードウェア・システムズ]

売上高は4,174百万円となりました。*1

当セグメントは、サーバーやストレージ等のハードウェアやそれらのオペレーティングシステム（OS）等の販売を行う「ハードウェア・システムズ・プロダクト」、ならびにハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンスの提供、およびOS等の更新版の提供を行う「ハードウェア・システムズ・サポート」から構成されます。

ハードウェア・システムズ・プロダクトは、サーバーやストレージ等の販売により、売上高は1,123百万円となりました。*2

平成22年12月に新プロセッサを搭載した「SPARC Enterprise Mシリーズ」の提供を開始いたしました。

ハードウェア・システムズ・サポートは、サーバー、ストレージやOS等に対するサポートサービスの提供により、売上高は3,051百万円となりました。

[サービス]

売上高は4,425百万円（前年同期比1,244百万円、39.1%増）となりました。

当セグメントは、アウトソーシングサービスや予防保守サービス等の付加価値サービスを提供する「アドバンスト・サポート」、技術者や利用者向けの研修事業や技術資格の認定事業を提供する「エデュケーションサービス」、当社製品の導入支援を行う「コンサルティングサービス」から構成されております。

アドバンスト・サポートは、ハードウェア・システムズ向けの付加価値サービスの提供を開始したことや、製造業を中心に「Oracle On Demand」の引き合いが増加したことにより、引き続き好調に推移いたしました。売上高は999百万円（前年同期比281百万円、39.3%増）となりました。

エデュケーションサービスは、パートナー様やユーザー企業の研修需要に緩やかながらも回復基調がみられ、売上高は431百万円（前年同期比46百万円、12.1%増）となりました。

コンサルティングサービスは、主にアプリケーションズの導入支援コンサルティングが増加したことにより、売上高は2,993百万円（前年同期比916百万円、44.1%増）となりました。

*1. ハードウェア・システムズは当期設立のため、前年同期比はありません。

2. 旧サン・マイクロシステムズ株式会社がパートナー企業と締結していたハードウェア・システムズ・プロダクトに関する販売代理店契約については当事業年度開始以降、その契約条件等の変更手続きを進めてまいりました。この手続きを完了した契約に基づく売上および関連費用が当事業年度より計上されております。なお、旧サン・マイクロシステムズ株式会社が販売したハードウェアに関するサポート業務については当事業年度開始時より当社に移管・統合されております。

③ 営業利益

営業利益は9,255百万円となり、前年同期比175百万円、1.9%増となりました。

売上原価は、ハードウェア・システムズ部門の新設に伴い、商品、保守部品等の仕入が発生したほか、人員増に伴い人件費が増加いたしました。また、ソフトウェア関連の売上増加およびロイヤルティ料率変更に伴いロイヤルティが増加いたしました。さらに、コンサルティング業務に係る業務委託費等が増加いたしました。販売費及び一般管理費は、ハードウェア・システムズ部門の新設等に伴う人員増により人件費が増加いたしました。

各セグメントごとの営業利益は以下のとおりです。

セグメントの名称	営業利益(百万円)
ソフトウェア・ライセンス	813
アップデート&プロダクト・サポート	8,228
ハードウェア・システムズ	425
サービス	803

④ 営業外損益および経常利益

経常利益は、受取利息等を営業外収益として計上した結果、9,264百万円となり、前年同期比132百万円、1.4%増となりました。

⑤ 四半期純利益

四半期純利益は、特別損益として事業構造改善費用等を計上した結果、5,479百万円となり、前年同期比96百万円、1.8%増となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は113,248百万円（前事業年度末比12,702百万円減）となりました。流動資産は68,328百万円（前事業年度末比12,251百万円減）、固定資産は44,919百万円（前事業年度末比450百万円減）となりました。負債は33,613百万円（前事業年度末比6,764百万円減）、純資産は79,635百万円（前事業年度末比5,938百万円減）となりました。この結果、自己資本比率は69.6%（前事業年度末比2.2ポイント増、前年同期末比4.0ポイント減）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間におけるキャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローが1,209百万円のキャッシュ・アウト、投資活動によるキャッシュ・フローが11,005百万円のキャッシュ・イン、財務活動によるキャッシュ・フローが8,910百万円のキャッシュ・アウトとなり、当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ2,644百万円減少し、20,710百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、1,209百万円（前年同期比587百万円増）となりました。これは主に、税引前四半期純利益（9,292百万円）の計上によるキャッシュ・イン、前受金の減少（2,446百万円）、法人税等の中間納付（8,191百万円）によるキャッシュ・アウトによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、11,005百万円（前年同期は71百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入（11,000百万円）があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、8,910百万円（前年同期比0百万円減）となりました。これは主に中間配当金の支払によるものであります。

以上の結果、当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、20,710百万円（第2四半期会計期間末比885百万円増、前年同期末比4,644百万円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間において、重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	511,584,909
計	511,584,909

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在 発行数(株)(注)1 (平成23年4月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	127,097,471	127,097,471	東京証券取引所 市場第一部	(注)2
計	127,097,471	127,097,471	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」には、提出日の属する月（平成23年4月1日から当四半期報告書提出日まで）に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。）により発行された株式数は含まれておりません。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(イ)平成14年8月21日定時株主総会決議(平成14年9月24日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	1,444個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	144,400株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,870円
新株予約権の行使期間	平成16年10月1日から平成24年8月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,870円 1株当たり資本組入額 1,935円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成14年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失および権利行使した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。なお、発行日以降に時価を下回る価額で新株発行(新株予約権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,870円は発行日(平成14年10月1日)の属する月の前月(平成14年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,870円と発行日の終値3,380円との比較により、3,870円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ロ)平成15年8月21日定時株主総会決議(平成15年9月24日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(注)1	1,615個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	161,500株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,931円	
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から平成25年8月21日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格	5,931円
	1株当たり資本組入額	2,966円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成15年9月24日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,931円は発行日(平成15年10月1日)の属する月の前月(平成15年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,931円と発行日の終値5,710円との比較により、5,931円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成17年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成19年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(ハ)平成16年8月25日定時株主総会決議(平成16年9月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(注)1	1,615個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	161,500株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,583円	
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から平成26年8月25日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格	5,583円
	1株当たり資本組入額	2,792円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成16年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,583円は発行日(平成16年10月1日)の属する月の前月(平成16年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,583円と発行日の終値5,500円との比較により、5,583円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成18年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成20年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(二) 平成17年8月24日定時株主総会決議(平成17年9月28日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(注) 1	1,972個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	197,200株	
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から平成27年8月24日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格	5,000円
	1株当たり資本組入額	2,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成17年9月28日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。

また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,000円は発行日の属する月の前月(平成17年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,840円と発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日、すなわち平成17年9月30日)の終値5,000円との比較により、5,000円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成19年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成21年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(ホ) 平成18年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成18年12月21日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(注) 1	1,772個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	
新株予約権の目的となる株式の数(注) 1	177,200株	
新株予約権の行使時の払込金額(注) 2	5,490円	
新株予約権の行使期間	平成20年12月25日から平成28年8月29日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注) 5	1株当たり発行価格	7,222円
	1株当たり資本組入額	3,611円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

(注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成18年12月21日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,490円は発行日(平成18年12月25日)の属する月の前月(平成18年11月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,419円と発行日の終値5,490円との比較により、5,490円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成20年12月25日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成22年12月25日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額5,490円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,732円を合算しております。

(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	2,049個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	204,900株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	5,240円
新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 6,725円 1株当たり資本組入額 3,363円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成19年10月12日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

5,240円は発行日(平成19年10月15日)の属する月の前月(平成19年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値5,104円と発行日の終値5,240円との比較により、5,240円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成21年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成23年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額5,240円と新株予約権付与時における公正な評価単価1,485円を合算しております。

(ト)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年6月27日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	340個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	34,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,679円
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日から平成29年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,572円 1株当たり資本組入額 2,786円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年6月27日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,679円は発行日(平成20年6月30日)の属する月の前月(平成20年5月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,679円と発行日の終値4,330円との比較により、4,679円としたものであります。

3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成22年6月30日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成24年6月30日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 「(へ)平成19年8月29日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成19年10月12日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,679円と新株予約権付与時における公正な評価単価893円を合算しております。

(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	2,433個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	243,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,787円
新株予約権の行使期間	平成22年10月15日から平成30年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,523円 1株当たり資本組入額 2,762円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年9月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,787円は発行日(平成20年10月15日)の属する月の前月(平成20年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,787円と発行日の終値4,110円との比較により、4,787円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成22年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成24年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,787円と新株予約権付与時における公正な評価単価736円を合算しております。

(リ)平成20年8月22日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成20年12月23日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)	
新株予約権の数(注)1	50個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります	
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	5,000株	
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,819円	
新株予約権の行使期間	平成23年1月15日から平成30年12月23日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格	4,469円
	1株当たり資本組入額	2,235円
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成20年12月23日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「〔(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)〕の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額3,819円は発行日(平成21年1月15日)の属する月の前月(平成20年12月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,819円と発行日の終値3,640円との比較により、3,819円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成23年1月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成25年1月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(チ)平成20年8月22日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成20年9月30日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,819円と新株予約権付与時における公正な評価単価650円を合算しております。

(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	2,736個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	273,600株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	3,930円
新株予約権の行使期間	平成23年10月15日から平成31年9月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 4,579円 1株当たり資本組入額 2,290円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成21年9月25日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

3,930円は発行日(平成21年10月15日)の属する月の前月(平成21年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値3,812円と発行日の終値3,930円との比較により、3,930円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成23年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成25年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額3,930円と新株予約権付与時における公正な評価単価649円を合算しております。

(ル)平成21年8月27日定時株主総会決議による従業員に対する新株予約権の発行(平成22年6月30日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	100個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	10,000株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,640円
新株予約権の行使期間	平成24年7月15日から平成32年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 5,318円 1株当たり資本組入額 2,659円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年6月30日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。
- 2 新株予約権の行使時の払込金額算定方法は、「「(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)」の(注)2に同じであります。なお、新株予約権の行使時の払込金額4,640円は発行日(平成22年7月15日)の属する月の前月(平成22年6月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,362円と発行日の終値4,640円との比較により、4,640円としたものであります。
- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
- ① 平成24年7月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
- ② 平成26年7月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
- (3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 「(ヌ)平成21年8月27日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成21年9月25日取締役会決議)」の(注)4に同じであります。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,640円と新株予約権付与時における公正な評価単価678円を合算しております。

(フ)平成22年8月26日定時株主総会決議による取締役、執行役および従業員に対する新株予約権の発行(平成22年9月22日取締役会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(注)1	3,013個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	301,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	4,338円
新株予約権の行使期間	平成24年10月15日から平成32年9月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)5	1株当たり発行価格 4,872円 1株当たり資本組入額 2,436円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式数とは、平成22年9月22日取締役会決議に基づき発行された新株予約権から、権利喪失した分を除いたものであります。

- 2 発行日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が発行日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。
また、発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合は次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

4,338円は発行日(平成22年10月15日)の属する月の前月(平成22年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値4,338円と発行日の終値3,665円との比較により、4,338円としたものであります。

- 3 (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、執行役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。
(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。
① 平成24年10月15日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。
② 平成26年10月15日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。
(3) 権利を割当された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。
- 4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額4,338円と新株予約権付与時における公正な評価単価534円を合算しております。

② 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権方式によるストックオプション

(イ)平成13年8月23日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(注)1	175,300株
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	11,780円
新株予約権の行使期間	平成15年10月1日から平成23年8月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 11,780円 1株当たり資本組入額 5,890円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数とは、平成13年8月23日開催の第16回定時株主総会における特別決議に基づき付与された新株引受権から、被付与者が喪失した権利を除く新株引受権の新株発行予定数であります。

2 権利付与日の属する月の前月の各日(ただし、取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社額面普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日(当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日)の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。なお、権利付与日以降に時価を下回る価額で新株発行(転換社債の転換および新株引受権の行使の場合を除く)を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、権利付与日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

11,780円は権利付与日(平成13年10月1日)の属する月の前月(平成13年9月)の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値9,844円と権利付与日の終値11,780円との比較により、11,780円としたものであります。

3 (1) 権利を付与された者は、新株引受権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と付与対象者との間で締結するストックオプション付与契約(以下、「付与契約」という)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株引受権の行使は以下の区分に従って、付与された権利の一部または全部を行使することができる。

① 平成15年10月1日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができる。

② 平成17年10月1日以降、付与された権利のすべてを行使することができる。

(3) 権利を付与された者が死亡した場合には、相続人が権利を行使することができる。

4 権利の譲渡および担保権の設定その他の処分は認めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日	—	127,097,471	—	22,301	—	33,739

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年11月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 126,533,900	1,265,339	—
単元未満株式	普通株式 558,971	—	—
発行済株式総数	127,097,471	—	—
総株主の議決権	—	1,265,339	—

(注) 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄には2,100株(議決権の数21個)、「単元未満株式」欄に50株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本オラクル株式会社	東京都港区北青山2丁目 5番8号	4,600	—	4,600	0.0
計	—	4,600	—	4,600	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	4,535	4,715	4,620	4,585	3,990	3,810	4,075	4,090	3,935
最低(円)	4,100	4,365	4,225	3,915	3,525	3,620	3,675	3,740	3,720

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年6月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年6月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,706	59,353
受取手形及び売掛金	16,008	15,497
有価証券	2,003	3,001
商品及び製品	0	3
その他	2,612	2,727
貸倒引当金	△2	△2
流動資産合計	68,328	80,580
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※ 15,336	※ 15,889
土地	26,057	26,057
その他（純額）	※ 1,567	※ 1,541
有形固定資産合計	42,961	43,488
無形固定資産	39	49
投資その他の資産		
その他	1,973	1,842
貸倒引当金	△53	△9
投資その他の資産合計	1,919	1,832
固定資産合計	44,919	45,370
資産合計	113,248	125,951
負債の部		
流動負債		
買掛金	8,960	5,994
未払金	2,772	3,366
未払法人税等	2,864	8,617
前受金	16,052	19,111
賞与引当金	1,214	1,237
その他の引当金	75	22
その他	1,583	1,937
流動負債合計	33,522	40,287
固定負債		
その他	91	91
固定負債合計	91	91
負債合計	33,613	40,378

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,301	22,292
資本剰余金	33,739	33,730
利益剰余金	22,844	28,904
自己株式	△23	△21
株主資本合計	78,862	84,906
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	1
評価・換算差額等合計	△7	1
新株予約権	779	665
純資産合計	79,635	85,573
負債純資産合計	113,248	125,951

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
売上高	77,898	94,296
売上原価	33,387	47,722
売上総利益	44,510	46,573
販売費及び一般管理費	※1 17,974	※1 20,359
営業利益	26,536	26,213
営業外収益		
受取利息	128	87
有価証券利息	1	2
その他	82	57
営業外収益合計	212	146
営業外費用		
その他	10	40
営業外費用合計	10	40
経常利益	26,737	26,320
特別利益		
新株予約権戻入益	15	41
投資有価証券売却益	1	70
特別利益合計	17	111
特別損失		
事業構造改善費用	※2 341	※2 108
固定資産除却損	19	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	24
特別損失合計	361	132
税引前四半期純利益	26,393	26,299
法人税等	10,823	10,753
四半期純利益	15,570	15,545

【第3四半期会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	26,256	32,107
売上原価	11,298	16,302
売上総利益	14,957	15,805
販売費及び一般管理費	*1 5,877	*1 6,549
営業利益	9,080	9,255
営業外収益		
受取利息	40	22
有価証券利息	0	0
その他	10	3
営業外収益合計	51	26
営業外費用		
その他	0	17
営業外費用合計	0	17
経常利益	9,131	9,264
特別利益		
新株予約権戻入益	11	9
投資有価証券売却益	1	44
特別利益合計	12	53
特別損失		
事業構造改善費用	*2 16	*2 24
特別損失合計	16	24
税引前四半期純利益	9,127	9,292
法人税等	3,745	3,813
四半期純利益	5,382	5,479

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	26,393	26,299
減価償却費	1,071	1,094
株式報酬費用	181	155
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△0	43
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△30	△22
その他の引当金の増減額 (△は減少)	5	52
受取利息及び受取配当金	△158	△104
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1	△70
固定資産除売却損益 (△は益)	19	0
売上債権の増減額 (△は増加)	4,450	△510
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△0	2
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△605	127
仕入債務の増減額 (△は減少)	△715	2,965
未払金の増減額 (△は減少)	△895	△651
前受金の増減額 (△は減少)	△3,161	△3,058
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	1,591	△347
その他	△8	△19
小計	28,136	25,957
利息及び配当金の受取額	133	98
法人税等の支払額	△14,928	△16,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,340	9,528
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△451	△497
有形固定資産の売却による収入	4	0
無形固定資産の取得による支出	—	△1
投資有価証券の売却による収入	11	170
貸付金の回収による収入	37,015	—
定期預金の預入による支出	△30,000	△40,000
定期預金の払戻による収入	—	50,000
差入保証金の差入による支出	△2	△299
差入保証金の回収による収入	296	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,874	9,417
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	0	18
自己株式の取得による支出	△1	△1
配当金の支払額	△21,612	△21,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,613	△21,590
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,397	△2,644
現金及び現金同等物の期首残高	17,464	23,354
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,066	※ 20,710

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>「資産除去債務に関する会計基準」の適用</p> <p>第1四半期会計期間から平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。この適用による、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
<p>税金費用の計算</p> <p>当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 4,784百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 3,824百万円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)								
<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">7,529百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">583百万円</td> </tr> </table>	従業員給与	7,529百万円	賞与引当金繰入額	583百万円	<p>※1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給与及び賞与</td> <td style="text-align: right;">9,436百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">902百万円</td> </tr> </table> <p>(表示方法の変更)</p> <p>前第3四半期累計期間において「従業員給与」と「賞与」を区分しておりましたが、財務諸表の比較可能性を向上し、表示の明瞭性を高めるため勘定科目を見直しました。その結果、第1四半期累計期間より賞与と従業員給与を一括し、「給与及び賞与」として表示しております。</p> <p>なお、当第3四半期累計期間の「給与及び賞与」に含まれている「従業員給与」「賞与」は、それぞれ8,462百万円、973百万円であります。</p>	給与及び賞与	9,436百万円	賞与引当金繰入額	902百万円
従業員給与	7,529百万円								
賞与引当金繰入額	583百万円								
給与及び賞与	9,436百万円								
賞与引当金繰入額	902百万円								
<p>※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金、賃借オフィスの撤退に伴う原状回復工事費用等であります。</p>	<p>※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。</p>								

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
※1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与 2,441百万円 賞与引当金繰入額 583百万円	※1 販売費及び一般管理費の主なもの 給与及び賞与 3,477百万円 賞与引当金繰入額 48百万円 (表示方法の変更) 前第3四半期会計期間において「従業員給与」と「賞与」を区分しておりましたが、財務諸表の比較可能性を向上し、表示の明瞭性を高めるため勘定科目を見直しました。その結果、第1四半期会計期間より賞与と従業員給与を一括し、「給与及び賞与」として表示しております。 なお、当第3四半期会計期間の「給与及び賞与」に含まれている「従業員給与」「賞与」は、それぞれ2,888百万円、589百万円であります。
※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。	※2 「事業構造改善費用」は事業構造改善の実施に伴い発生した特別退職金等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在) 現金及び預金 43,065百万円 有価証券 3,001百万円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△30,000百万円</u> 現金及び現金同等物 16,066百万円	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在) 現金及び預金 47,706百万円 有価証券 2,003百万円 預入期間が3か月超の定期預金 <u>△29,000百万円</u> 現金及び現金同等物 20,710百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成23年2月28日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	127,097,471

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	4,935

3 新株予約権等に関する事項

目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期会計期間末残高 (百万円)
—	—	779

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月23日 取締役会	普通株式	12,708	100	平成22年5月31日	平成22年8月12日	利益剰余金
平成22年12月22日 取締役会	普通株式	8,896	70	平成22年11月30日	平成23年2月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、経営組織の形態、製品・サービスの特性に基づき、事業セグメントを集約した上で、「ソフトウェア・ライセンス」、「アップデート&プロダクト・サポート」、「ハードウェア・システムズ」、「サービス」の4つを報告セグメントとしております。

「ソフトウェア・ライセンス」は企業活動で利用される様々なデータベース管理ソフトウェア、ミドルウェア及びアプリケーションソフトウェアを販売しております。

「アップデート&プロダクト・サポート」はソフトウェア・ライセンスの更新権及び技術サポートの提供を行っております。

「ハードウェア・システムズ」はサーバーやストレージ等のハードウェアの販売及びハードウェア製品の技術サポート、修理、メンテナンス等の提供を行っております。

「サービス」はコンサルティングサービス、アドバンスト・サポート、エデュケーションサービスの提供を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上 額 (注) 2
	ソフトウェア・ライセンス	アップデート&プロダクト・サポート	ハードウェア・システムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	24,769	46,159	11,027	12,340	94,296	—	94,296
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	24,769	46,159	11,027	12,340	94,296	—	94,296
セグメント利益	2,441	24,539	1,191	2,144	30,316	△4,102	26,213

(注) 1. セグメント利益の調整額△4,102百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期会計期間(自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期損益 計算書計上 額 (注) 2
	ソフトウェア・ライセンス	アップデート&プロダクト・サポート	ハードウェア・システムズ	サービス	計		
売上高							
外部顧客への売上高	7,974	15,533	4,174	4,425	32,107	—	32,107
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	7,974	15,533	4,174	4,425	32,107	—	32,107
セグメント利益	813	8,228	425	803	10,270	△1,014	9,255

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,014百万円は、全社費用であります。主に報告セグメントに帰属しない管理部門等に係る費用であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成23年2月28日)	前事業年度末 (平成22年5月31日)
620.46円	668.10円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額 122.52円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 122.52円	1株当たり四半期純利益金額 122.32円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 122.30円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年6月1日 至平成22年2月28日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	15,570	15,545
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,570	15,545
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,087	127,091
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1	19
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)		当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)	
1株当たり四半期純利益金額	42.35円	1株当たり四半期純利益金額	43.11円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	42.35円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	43.11円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期会計期間 (自 平成21年12月1日 至 平成22年2月28日)	当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期損益計算書上の四半期純利益(百万円)	5,382	5,479
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,382	5,479
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	127,087	127,092
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	5	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間 (自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

2 【その他】

平成22年12月22日開催の取締役会において、第26期（自平成22年6月1日至平成23年5月31日）中間配当を行うことを決議いたしました。

① 配当金の総額 8,896百万円

② 1株当たりの金額 70円

③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成23年2月7日

(注) 平成22年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 4月13日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 上 恵 子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの第25期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年6月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成22年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 4月13日

日本オラクル株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 彰 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 一 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本オラクル株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年6月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本オラクル株式会社の平成23年2月28日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年4月13日

【会社名】 日本オラクル株式会社

【英訳名】 ORACLE CORPORATION JAPAN

【代表者の役職氏名】 代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤 隆雄

【最高財務責任者の役職氏名】 執行役 専務 最高財務責任者 野坂 茂

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目5番8号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役 社長 最高経営責任者 遠藤隆雄および当社執行役 専務 最高財務責任者 野坂茂は、当社の第26期第3四半期（自 平成22年12月1日 至 平成23年2月28日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。